

佐賀県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年五月十七日から平成二十三年六月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城牛津線	小城市三日月町久米字甘木二本十二 〇八八番四地先から 小城市三日月町久米字甘木一本七 八〇七番一地先まで	平成二三・五・一七